



2021年8月13日

各 位

会社名 フリー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 佐々木 大輔
(コード番号：4478 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 東後 澄人
(TEL. 03-6630-3231)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年9月29日に開催予定の当社第9期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的・理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図り、企業価値の持続的向上を実現していくため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、当社定款を次の通り変更いたします。

・監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設並びに監査役会及び監査役に係る規定の削除等、所要の変更を行うものです。

・監査等委員会設置会社への移行に際し、機動的な意思決定及び業務執行を可能とするための取締役への重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設を行うとともに、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の時期

定款変更のための株主総会開催日：2021年9月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日：2021年9月29日（水曜日）

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 <u>株主総会の議長は、取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)<u>監査等委員会</u> (削除) (3)会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 <u>CEO</u> が招集する。取締役 <u>CEO</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 株主総会の議長は、取締役 <u>CEO</u> がこれにあたる。取締役 <u>CEO</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 15 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 (新設)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 (条文省略)</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は<u>その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (条文省略)</u></p>	<p>第 15 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は 10 名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>3 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によつて、<u>取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができ</u>る。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3 <u>補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によつて、<u>取締役 CEO 1 名を選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役 CEO</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役 CEO</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 <u>当会社の監査役は、3 名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 39 条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任の一部免除)</p> <p><u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、金 100 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>44</u> 条～第 <u>46</u> 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第 <u>47</u> 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>42</u> 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第 <u>43</u> 条 （現行どおり）</p> <p>（<u>監査役の責任免除の経過措置</u>）</p> <p><u>第44条</u> 当社は、第9期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第9期定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>